

都市計画法第6条の2に規定する
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

議案第2205号

登米都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針

(別冊1)

平成22年2月
宮城県

登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

= 目 次 =

序. 県北地区的将来像.....	1
(1) 目指すべき将来像.....	1
(2) 県北地区的将来都市構造.....	2
1. 都市計画の目標.....	3
(1) 基本的事項.....	3
(2) 都市づくりの基本理念.....	4
2. 区域区分の決定の有無.....	12
3. 主要な都市計画の決定の方針	13
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	13
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	17
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	19
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針.....	20
付図 (登米都市計画区域)	22

序. 県北地区の将来像

(1) 目指すべき将来像

宮城県の北部一帯に位置する宮城県北地区は、栗駒国定公園や南三陸金華山国定公園の山々や変化に富んだ地形のリアス式海岸、ラムサール条約登録湿地に指定されている伊豆沼・内沼・燕栗沼や北上川・江合川、鳴瀬川の湖沼・河川の水辺などの豊富で優れた自然環境に囲まれている。また、河川流域などの平地部に拓かれた広大な田園地帯や大崎耕土・金成耕土・登米耕土を利用した農業、海の恵みを利用した漁業などの農林水産業を基幹産業として発展した地区でもあり、これらの緑と水の自然環境や農林水産資源が地域の原風景を醸し出し、かけがえのない貴重な財産となっている。

さらに、東北縦貫自動車道やJR東北新幹線の国土を形成する広域的な高速交通体系、国道4号やJR東北本線などの幹線道路、鉄道など交通機関のネットワークが発達しており、良好な交通条件を活かした工業系産業施設などの集積も図られている。また、大崎市古川地域には県北地区における通勤通学・買い物等の都市活動、地域間交流の中心となる商業・業務施設の集積がみられ、県北地区の中心核を担っている。さらに、築館地域、迫地域及び気仙沼地域には各圏域の生活に必要な商業業務等の都市機能が集積する中心地が形成されている。

しかし近年においては、少子高齢社会の到来とともに人口減少が進行しており、各種産業の活力が低下している状況にある。特に、各圏域や地域の中心地においては、人口減少に加えて商業業務及び行政機能の郊外部への移転等によって商店街等の空洞化が進行しており、都市的土地区画整備が進まず空き家、空き店舗の増加が目立つ状況となっており、これまで県北地区の発展を支えてきた都市機能の維持と市街地の整備改善などによる地域の活性化、定住人口や交流人口の増加を図ることが都市づくりの重要な課題となっている。

このことから、県北地区の活力の維持と活性化を目指し、森林や水辺、広大な田園地帯などの優れた自然環境、温泉や歴史文化資源とその景観などの各地域の様々な財産は未来へ継承していくとともに、農林水産業の高付加価値化などによる振興や観光産業などへの有効活用、自然や田園環境と共生する快適な生活環境づくりなどの取り組みが求められている。各地の中心地においては中心地の規模に見合った都市機能が集約する歩いて暮らせる地域づくり、また、各地域間で都市機能が連携し合えるよう移動しやすい交通網ネットワークの充実が求められている。特に、県北地区の均衡ある発展を目指し、大崎広域都市圏を中心に、栗原圏域、登米圏域との生活や産業活動などの交流・連携の強化を図ることが重要である。

さらに既存の高速交通体系に加え、今後は三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路の整備などにより新たな産業集積や広域観光・交流を展開し、地域の活力の向上と定住化促進が図られることが期待されている。

以上のような県北地区を取り巻く背景を踏まえ、県北地区の目指すべき将来像を

『地域資源を活かした産業が育まれ、
豊かな自然・広大な田園環境とともに暮らせる都市づくり』

と設定する。

(2) 県北地区の将来都市構造

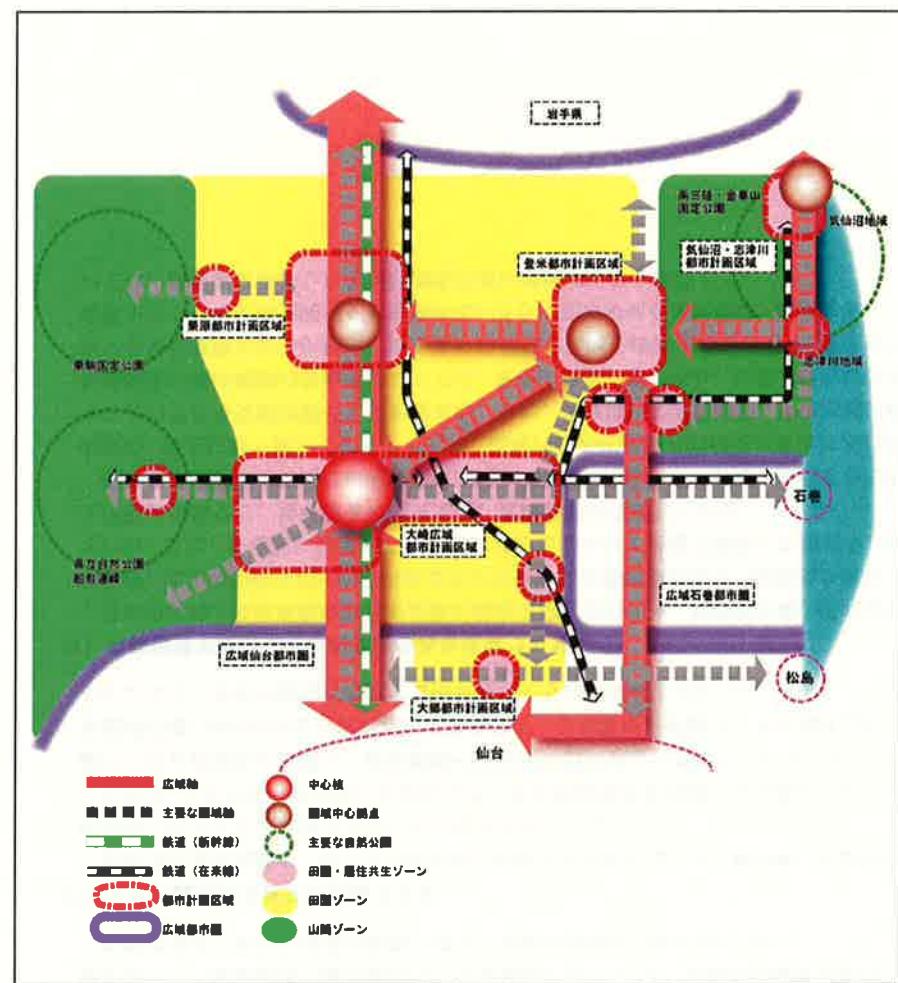


図 県北地区の将来構造

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本都市計画区域マスターplanは、おおむね 20 年後の平成 42 年を目標年次とし、登米都市計画区域における整備、開発及び保全の方針を定める。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね 10 年後の平成 32 年を目標に策定する。

② 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域とする。

その範囲、面積は次のとおりである。

表 都市計画区域の範囲及び規模

都市計画区域名称	市町名	範 囲	面 積	参考(行政区域)
登米都市計画区域	登 米 市	行政区域の一部	8,066 (ha)	53,638 (ha)

また、都市計画区域などの動向に基づき、本都市計画区域における人口及び経済指標を次のとおり推計する。

表 都市計画区域のおおむねの人口及び産業規模

項 目	単位	現 況	将 来
		(平成 17 年)	(平成 42 年)
人 口	人	26,936	38,100 (13,600)
産 業	製造品出荷額等	億円	1,399
	年間商品販売額	億円	1,195
※ () は将来人口の内、都市計画区域を拡大したエリア内の人口			

(2) 都市づくりの基本理念

① 都市計画区域の将来像

1) 広域圏の発展を牽引する中核拠点づくりと広域交通網を活かした産業の活性化づくり

都市機能が集積し、居住人口が最も多い迫地域は、通勤通学や買い物などの都市活動、居住機能における広域圏の中核拠点としての役割を担う。また、将来において、三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路が整備されることにより、広域圏からのアクセスや地域ポテンシャルが飛躍的に高まることが予想される。

迫地域の市街地は、広域圏の発展を牽引する拠点として中心市街地の賑わいづくり、住宅地の魅力の向上などに取り組んでいく。また、登米 I.C.周辺などには高速交通網を活かした産業拠点や観光拠点づくりを展開するとともに、広域的な観光周遊ルートの確立など、新たな産業の展開を図り、地域の活性化へ取り組んでいく。

2) 生活の質を向上させる景観づくり

登米市は登米地域の「みやぎの明治村」の街並み景観をはじめ、県内唯一の景観行政団体となるなど、景観まちづくりに取り組んでいる。

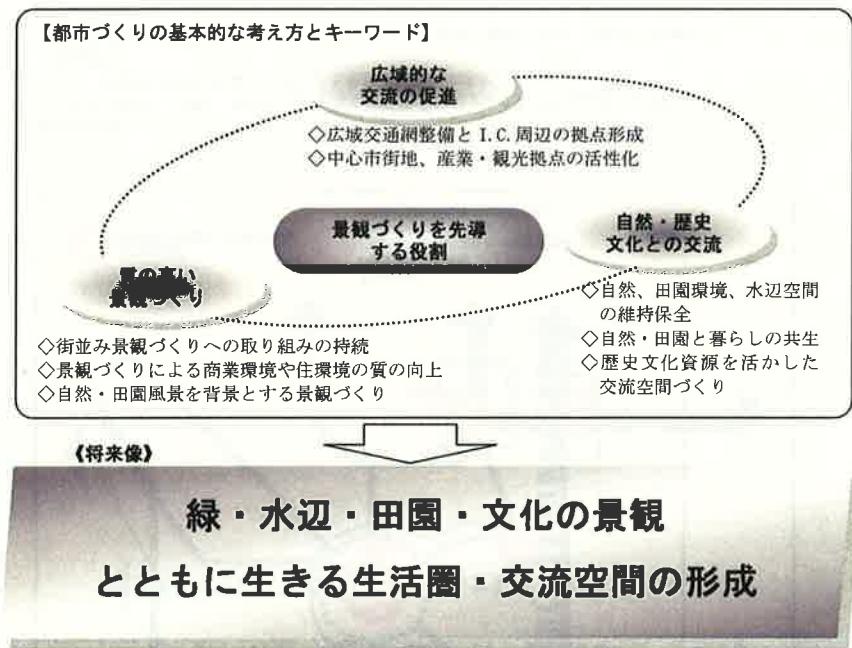
今後は、「みやぎの明治村」に留まらず、中心市街地や各地域の中心地などにも景観づくりを計画的に誘導し、商業環境や住環境の質の向上へ展開していく。さらに、丘陵地の緑、河川の水辺、広大な田園環境など、自然環境を景観づくりに取り込むことによって、自然の風景と共生する街並みづくりに取り組んでいく。

3) 自然環境や歴史文化との交流のある地域づくり

登米市には、市域東側の南三陸金華山国定公園を含む山々、丘陵地の緑、広大な田園地帯、北上川や伊豆沼・内沼の水辺などの豊かな自然環境があり、住環境と共に存している。また、各地域には歴史的な建築物の分布やかつて舟運で繁栄した街並み、北上川歴史公園など、地域固有の歴史文化・景観資源が分布している。

豊かな自然環境や広大な田園環境は、住民の貴重な財産として未来へ継承するための維持、保全に取り組んでいくとともに、圏域内外の住民が自然環境と身近にふれあうことのできる交流空間づくりを進める。また、登米地域、東和地域、中田地域、豊里地域及び津山地域の各地域においては、身近に自然を感じられ、自然と暮らしが共生する生活環境のある小規模にまとまりのある生活圏を維持するとともに、歴史文化資源を活かした交流空間づくりを進める。さらに鉄道が通る豊里地域、津山地域においては、鉄道駅を活かした生活利便性の高い地域づくりを展開していく。

以上の都市づくりの基本的な考え方を踏まえ、本都市計画区域の将来像を次のとおり定める。



② 都市計画区域の基本方針

1) 快適なくらしを支える生活環境の形成

i) 地域の特性を活かした生活の拠点の形成

迫地域の市街地は、高次な都市機能^{注1)}の集約を図った都市拠点を形成する。

各地域には、地域の生活や都市活動の中心となる地域拠点を形成する。

地域拠点は、地域の特性や規模に応じた集約型の中心地を形成する。

ii) 各地域間の連携、高速交通(駅、I.C.)へのアクセスを強化する、ネットワークの確立 (クラスター型都市構造の実現)

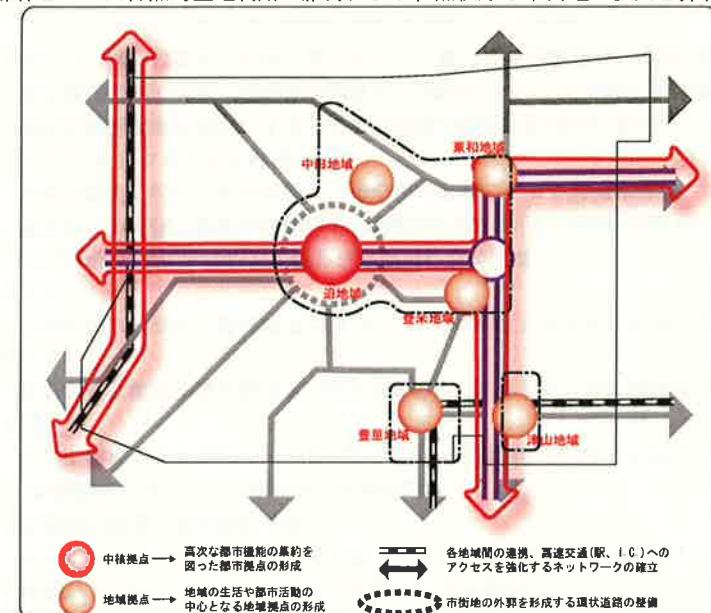
国道及び主要地方道を基本とした幹線道路の整備による市内及び地域間のネットワーク及び三陸縦貫自動車道登米 I.C. 等へのアクセスの充実を図り、クラスター型都市構造の実現を目指す。

鉄道や市民バスなどの公共交通機関の維持により、環境負荷が少ない都市づくりを行うとともに、住民ニーズに応じた利便性の向上を図る。

iii) 中心市街地の交通問題の解消と無秩序な市街地の拡大を抑制する市街地外郭の環状道路の整備

中心市街地内の幹線道路の渋滞を解消するため、中心市街地の外郭に環状道路を整備する。

中心市街地の外郭を形成する環状道路は、中心市街地の内外の土地利用を区分する機能を有するものとし、環状道路内側の都市的利用の促進と、環状道路外側の農地や森林といった自然的利用の維持により、無秩序な市街地の拡大を抑制する。



注1) 高次な都市機能

:日常生活を営む閑散を越えた広範な地域を対象とした、質の高いサービスを提供する都市機能。

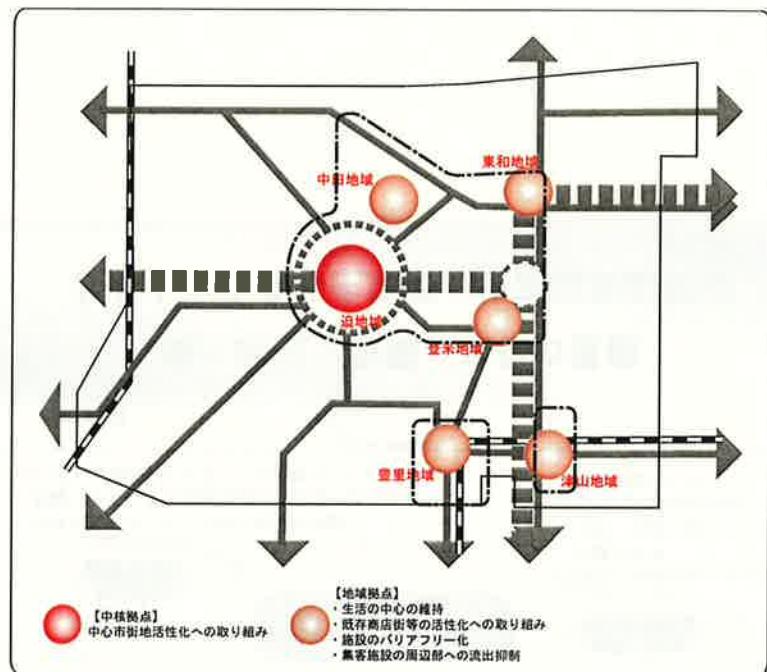
2) 中心市街地の機能維持と活性化の促進

地域拠点において、中心市街地の活性化に取り組んでいく。

地域拠点において、生活の中心を維持するため既存商店街等の活性化に取り組んでいく。

歩いて暮らせる生活利便性の高い街なか居住^{注1}を促進し、歩道や公益施設^{注2}をはじめとする建築物などのバリアフリー化^{注3}を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んでいく。

商業施設、集客施設の周辺部等への流出の抑制と中心地の規模に見合った都市施設の集積と適切な配置を進める。



注) 1. 街なか居住

:人々が暮らし、働き、遊ぶために必要な諸施設が集積するまちの中心部などに居住することによって、生活・交通等の利便性を享受できることを想定した居住スタイル。

2. 公益施設

:公益事業として運営される施設で、電気・ガス・水道・電信・鉄道・医療などの施設。

3. バリアフリー化

:障害のある人が社会生活をしやすいように、物理的・社会的・心理的な障壁（バリア）、または情報面・制度面等の障壁を取り除くこと。

3) 優れた自然環境と共生する圏域づくり

i) 豊かな自然・緑の環境の保全

豊かな自然環境や美しい眺望景観は、地域の財産として将来に継承するため、適正な管理により保全・再生し、さらなる質の向上を図る。

レクリエーション機能を有する公園、緑地は、自然環境の保全とともに公園・緑地の計画的な整備、利用促進を図る。

ii) 田園環境と共生する土地利用の計画的誘導

中心市街地及び各地域の中心地などの既存の市街地には、住宅を需要に応じて供給する。

豊かな自然環境や優良農用地、森林を確保し、維持するために無秩序な市街化を抑制する。

田園地帯に分布する農村集落等は、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

iii) 地域の歴史文化を活かした街並み景観づくりの誘導

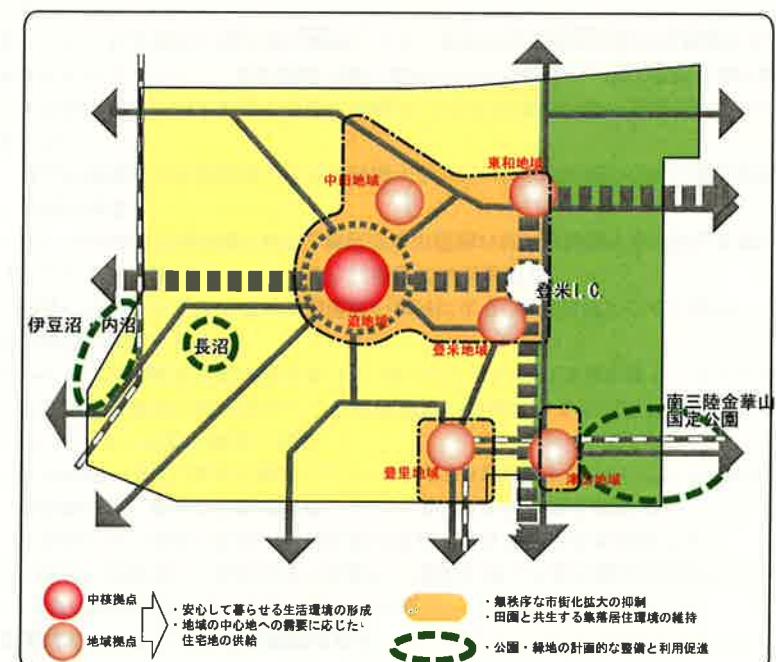
歴史的な建造物や街並み景観など、地域資源を活かした市街地内観光の振興を図る。

地域の特徴を活かした市街地及び中心地の景観づくりを誘導する。

iv) 安心して暮らせる生活環境の形成

面的な整備事業の導入による良好な住宅地の供給を計画的に進める。

都市基盤施設の改善や建築物の耐震化、不燃化については地域防災計画などと整合を図りつつ適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図る。



4) 広域高速交通の整備を見据えた産業の振興

i) 県北地区の広域的な交通網を形成する三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の整備促進

登米市内には県北地区の広域交通網の骨格を形成する三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路が計画されており、広域的な連携・交流や産業等の発展を促進するため、これらの計画路線の整備を促進する。

ii) 広域高速交通の整備インパクトを活かした、産業拠点の形成と広域的な産業・観光ネットワークの形成

I.C.設置に伴い向上する広域的な交通条件を活かし、新たな工業業務・物流機能の強化を図る。

登米 I.C.周辺は、集団的な優良農用地の確保、良好な田園景観の確保、周辺森林環境の保全に配慮しながら、商業・業務・工業及び観光等の産業拠点を形成する。

県北地区及び周辺都市間の各種産業・観光のネットワークの強化を図る。

iii) 豊かな自然環境や歴史文化を活かした観光の振興

豊かな自然環境や美しい自然景勝地、歴史的な建造物・街並みなどの歴史文化を活用し、自然環境や歴史文化と人々がふれあう観光振興を展開する。

自然環境や歴史文化などの観光資源のネットワーク強化を図り、観光事業の展開を支援する。

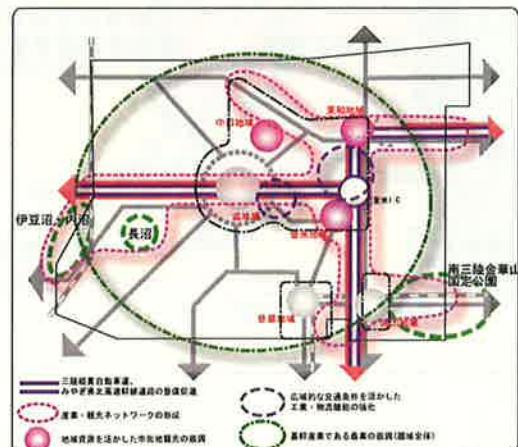
iv) 就業者の需要に応じた住宅地の供給

産業振興により増加が見込まれる就業者の受け皿となる住宅地を各地域の住宅地等に確保する。

v) 基幹産業である農業の振興

農地の利用集積や農産物の高付加価値化などにより営農環境の向上と効率化を図り、圏域の基幹産業である農業、農地を維持する。

観光・体験農園などによる農地の多目的活用や農産物を活かした特産品開発・販売などにより農業の活性化を図る。



③ 都市の将来構造

【 土地利用ゾーニングの考え方 】

1) 中核拠点連携ゾーン

都市計画区域の中心市街地(中核拠点)と隣接して位置する主要な地域の中心地(地域拠点)を連携する圏域の中心となるゾーンである。都市機能の集積や拠点間のネットワーク強化を図る一方で、優良な田園環境の維持保全を図り、都市と田園が共生する「田園都市」の空間を創造する。

2) 田園・居住共生ゾーン

都市計画区域白地に位置するゾーンである。無秩序な市街化の抑制を図る一方で、地域の生活、居住及び産業活動に必要な土地利用については、需要等を考慮しながら計画的に土地利用を誘導していく。

3) 田園環境ゾーン

圏域の象徴である田園環境の維持保全を図るゾーンである。平坦地の広大な水田地帯や散在する農村集落が共存する田園環境、田園風景の維持保全を図る。

4) 自然環境の保全ゾーン

山々の緑や丘陵地の森林など、豊かで優れた自然環境を保全していくゾーンである。また、一部では、自然環境への環境負荷に配慮しつつ、自然と人がふれあい、親しむ空間として活用を図る。

2. 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、次の事由から、今後無秩序な市街化が進行する可能性は低く、計画的な市街地整備や環境保全が図れるものと考えられ、区域区分を定めないものとする。

【区域区分を定めない事由】

○人口減少の予測

本都市計画区域の人口は約27千人であり、近年、いずれの地域も減少傾向を示していることから、本都市計画区域全域においても人口が減少している。

また、少子高齢化社会や人口減少時代の到来により、今後も人口は減少していくものと予測されており、住宅地の著しい拡大は見込まれない。

○産業の見通し

産業の動向は、中心市街地の活力の低下や長期化した景気低迷期にあったことから、製造品出荷額等、年間商品販売額とも総体的に減少傾向を示している。将来においては、既存の中心市街地において商業の活性化方策の推進、現存する工業系用途地域や市街地内の大規模な低未利用地を有効活用した新たな企業誘致などにより、緩やかな増加を見込んでいる。

したがって、産業活動の振興に伴い、都市的土地区画整備が著しく拡大していくことは見込まれない。

○集約型市街地構造への誘導

近年、大型店舗の出店などは郊外部に進出しているが、今後の都市づくりのあり方として、中心市街地及び地域の中心へ都市機能の集約を図ることを目指している。

○関連法規による土地利用の規制

本都市計画区域の市街地及び地域の中心地の外周に広がる農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。

今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと考えられる。

○大規模プロジェクト

本都市計画区域には三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路の整備が計画されており、このうち、三陸縦貫自動車道登米I.C.までは供用されている。登米I.C.の設置により、I.C.周辺において工業系をはじめとする都市的土地区画整備が想定されるが、I.C.設置に伴う具体的なプロジェクトは現在のところ予定されていない。

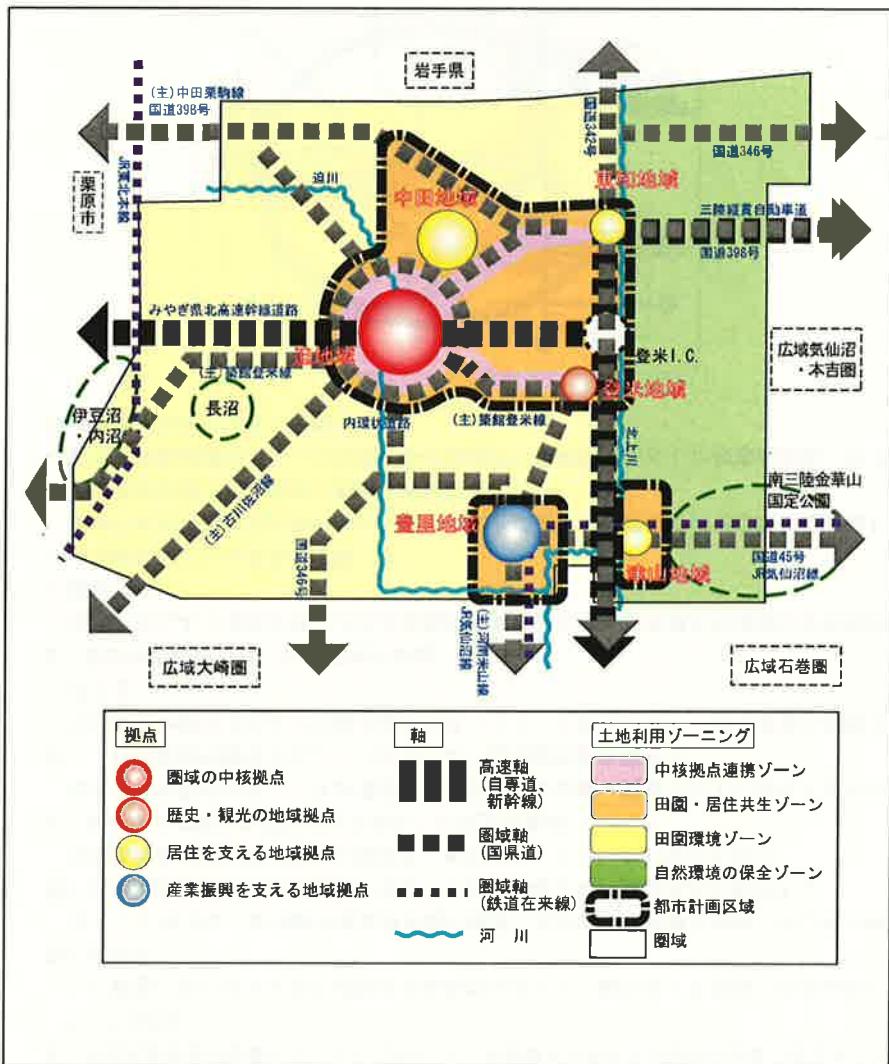


図 登米都市計画区域の将来構造

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域は、迫地域佐沼地区に中心市街地が形成され、佐沼地区を中心として市内の各地域間を国道及び主要地方道でネットワークする放射・環状型都市構造を構成している。今後は、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路などの広域高速交通網の整備が計画されており、この波及効果を活かした新たな都市的土地利用の展開が期待されている。しかしながら、I.C.周辺には広大な田園地帯が広がっていることから、都市機能の計画的な整備誘導を図る一方で、田園環境を保全するエリアの位置づけを明確にし、都市機能と田園環境が共生する都市づくりを進める。

中心市街地及び各地域の中心地は、各地域の特性を活かし、地域における生活や都市活動の中心となる地域拠点を形成する。生活や地域の活性化・魅力の向上に資する各種の都市機能の集積を図り、各地域拠点の特性や規模に応じた集約型の市街地を形成する。

工業団地は、既存の産業業務機能の維持を図りつつ、地域の農林水産物資源を活用した食品関連産業等や、自動車関連産業の集積を促進するとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善などを進める。

広域高速交通網の整備にともない向上する交通条件を活かし、圏域の雇用促進と発展に向けて、新たな工業業務・物流機能の強化を進める。

各中心市街地及び地域の中心地や後背の住宅地には、自然志向型居住^{注1}、街なか居住、二地域居住^{注2}などの多様化する居住スタイルのニーズに対応する住宅を供給する。

必要に応じて、新たな住宅地を土地区画整理事業などの導入により、良好な住宅環境の形成を進める。既存の住宅地は、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震化、不燃化を適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図る。

豊かな自然環境や優良農用地、森林を維持するため、各種の関連法規とも連動しながら無秩序な市街化を抑制する。また、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

注) 1. 自然志向型居住

:都市と農山漁村双方の住民の多自然地域における一時滞在や定住の実現を想定した居住スタイル。

2. 二地域居住

:都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすことを想定した居住スタイル。

② 主要用途の配置の方針

1) 中核商業地

迫地域佐沼地区の市街地は、登米市の発展を牽引する中心市街地として位置づけ、商業業務及び行政・医療等の市民における買い物などの中心となる商業地を形成する。

2) 特色ある商業地

登米地域寺池地区は、地区内に分布する歴史的な建造物や街並み景観など、地域固有の歴史文化を活かした、都市型観光・文化的交流の拠点を形成する。地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図る。

東和地域米谷地区、中田地域石森地区は、地域固有の文化資源と街並み景観を活かした、文化にふれあう交流の拠点を形成する。地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設等の都市機能の集約を図る。

豊里地域新田町地区、津山地域柳津地区などは、鉄道駅（JR 気仙沼線陸前豊里駅、柳津駅）を中心にして、地域における日常生活に必要な商店街、行政・業務サービス、医療・福祉施設の都市機能の集約と公共交通を活かした利便性の高い居住環境の維持とさらなる充実を図る。

4) 業務地

市役所、県や国の広域的な行政施設及び民間事業所などが集積している迫地域周辺は、公共公益施設や業務施設の機能の充実、強化を図り、市民や通勤者にとって利便性の高い業務地の形成を図る。

5) 工業地

迫地域川東地区等の工業団地は、既存の産業業務機能の維持・強化を図るとともに、施設の周辺地域への環境に配慮した改善などを進める。

登米 I.C.周辺には、I.C.周辺に広がる田園環境との調和に配慮した商業・業務・工業及び観光等の産業拠点を必要に応じて形成する。

6) 住宅地

迫地域佐沼地区の中核商業地は、街なか居住を促進する住宅地として土地の有効利用による高密度住宅地の形成を図る。

中核商業地に連たんする市街地は、オープンスペースの確保や道路などの基盤施設の整備・改善を進め居住環境及び防災性の向上を図り、中密度や低密度の住宅地を形成する。

東和地域米谷地区、中田地域石森地区、登米地域寺池地区、豊里地区新田町地区、津山地域柳津地区などの都市的利用がなされている地区は、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の維持及び改善を進め、良好な生活環境の維持、向上を図る。

都市基盤整備が行われた迫地域萩洗地区、中田地域加賀野地区及び豊里地域新田町地区などの市街地は、街並み景観づくり等を誘導し、居住環境の維持と質的向上の向上を図り、低密度の住宅地を形成する。

7) 幹線道路沿道地

迫地域と南方地域を通る（主）古川佐沼線などの幹線道路沿道には、恵まれた交通条件を活かした中小規模な沿道型商業及び業務施設、郊外型商業施設などの集積を図る。

③ 市街地の土地利用の方針

1) 土地の高度利用に関する方針

迫地域の中心市街地においては、登米市における生活利便性向上や産業・交流等の都市活動の活性化を牽引する各種都市施設を機能的に集約する土地の高度利用、有効利用を図る。

2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

迫地域及び南方地域の境界に立地する大型民間ショッピングセンター周辺は、郊外型及び沿道型の商業施設の集積を計画的に誘導していくとともに、無秩序な都市の土地利用の拡大を抑制するための用途転換を検討していく。

3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地は、耐震、耐火などに配慮した市街地整備の観点から、道路などの都市基盤の整備・改善を進め、市街地の防災性の向上や街なか居住の環境づくりを、用途地域を基本として土地利用の誘導を図る。

中心市街地に隣接する住宅市街地等で、道路、公園、下水道などの基盤整備が進んでいないエリアは、良好な居住環境への改善を面的整備、用途地域や地区計画等による土地利用の規制誘導により進める。

土地区画整理事業等の面的な整備が計画的に行われ、良好な居住環境を備える住宅地は、良好な居住環境の維持を用途地域や地区計画等による土地利用の規制誘導により進める。

東和地域米谷地区、中田地域石森地区、登米地域寺池地区、豊里地域新田町地区、津山地域柳津地区の都市的土地区画整理事業が形成されているエリアは、道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備を進め、各地域の個性・特徴を活かした地域の振興、活性化を進めるとともに、自然環境や田園環境などと共生する居住環境の維持及び改善を関連法令等との連携により進める。

4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

迫地域佐沼地区の市街地内を流れる迫川の自然環境・景観は、都市に潤いとやすらぎを与えるだけではなく、生態系のつながりにとっても重要であるため、適切に保全するとともに、河川緑地を活用した親水空間を創造していく。

④ 市街地外の土地利用の方針

1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街地外に広がる広大な田園地帯は、農地等に関連する法令等により保全することを基本として、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地と田園風景の維持・保全を図る。

2) 災害防止の観点から必要な市街地の抑制に関する方針

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等の法指定区域は、地域住民の安全を確保するため、宅地化を抑制するとともに代替となる住宅地への移転の促進や崩落防止整備等の防災機能の強化を図る。

自然灾害の危険性が高い箇所においては、土地利用を規制する新たな区域の法指

定により土地利用の制限を行う。

3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地及び地域の中心地の周辺部にある自然環境は、地域における貴重な財産として次世代に継承していくため、森林、緑地や農地等に関連する法令等により保全することを基本とする。

登米 I.C.周辺は、I.C.設置効果を活かした都市的土地区画整理事業の計画的な誘導を図る一方で、集団的な優良農用地の確保、良好な田園景観の確保、周辺森林環境の保全の観点から、田園地帯を維持・保全するエリアを明確に定めて保全を図る。

4) 計画的な都市的土地区画整理事業に関する方針

登米 I.C.周辺は、現況の田園環境の維持・保全に配慮しつつ、I.C.設置の波及効果を受け止めた商業・工業・観光等の都市機能の集積を図る新たな産業系土地区画整理事業の実現に向け、検討を継続していく。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

1) 基本方針

本都市計画区域は、本市の中心市街地である迫地域佐沼地区に国道 346 号、398 号及び(主)古川佐沼線、(主)築館登米線などの国県道が集中し、佐沼地区を中心として放射状に幹線道路ネットワークが形成され、市内に分散する各地域と中心市街地が機能的に連携している。

また、広域高速交通は三陸縦貫自動車道の延伸やみやぎ県北高速幹線道路の整備が進むことにより、広域圏内外の交流や産業経済活動の活性化に寄与されることが期待される。

今後は、広域高速交通を活かした地域の活性化、交流を促進していくため、I.C.へのアクセス性を強化するなど広域交通結節機能^{注1}の向上を図る。

圏域内においては、地域間の円滑な移動性の確保や迫地域の中心市街地内の幹線道路の交通渋滞を緩和するよう環状道路などの整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図る。

また、誰もが気軽に利用でき、環境に優しい公共交通体系の確立を目指し、鉄道在来線の利便性の向上や住民ニーズに対応したバス交通の充実、さらに鉄道とバス等の交通結節機能の強化を図る。

注) 1. 広域交通結節機能

: 鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道など、異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

2) 主要な施設の配置の方針

i) 自動車専用道路

広域高速軸として、仙台市、石巻市などの県内主要都市と三陸沿岸都市を結ぶ県土を形成する広域高速軸である三陸縦貫自動車道、三陸縦貫自動車道と東北縦貫自動車道を繋ぐみやぎ県北高速幹線道路を位置づけ、広域的な交流、産業活動等を支える役割を担う。

ii) 主要幹線道路

迫地域佐沼地区から放射状に配置され、圏域の骨格を形成する道路として国道 346 号、398 号を位置づけ、高次な都市機能が集積する本市の中心市街地と市内各地域及び周辺都市を結ぶ生活、買い物、産業等の都市活動を支える役割を担う。

北上川に沿って配置され、圏域の南北方向の骨格を形成する道路として国道 45 号、342 号を位置づけ、圏域内外における都市活動、交流を支えるとともに、広域的な交通を円滑に流動させる役割を担う。

iii) その他の幹線道路

各地域間及び隣接都市間を連携する道路として(主)築館登米線、(主)中田栗駒線、(主)古川佐沼線、(主)築館登米線、(主)古川登米線などの主要な県道、(仮称)内環状道路を位置づけ、主要幹線道路を補完し市内の地域間の都市活動及び周辺都市との交流を支える役割を担う。

iv) 鉄道

本市の西端を通る JR 東北本線、南端を通る JR 気仙沼線を位置づけ、住民の生活に身近な移動手段としての役割を担う。また、駅周辺には公共交通機関の利用促進を図る交通結節施設の確保に努める。

3) 主要な施設の整備目標

本都市計画区域における交通施設のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

表 おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

区分	名称	市町名	地区名	事業主体
主要な 道 路	① 三陸縦貫自動車道 (登米志津川道路)	登米市	登米 I.C. ～(仮称)志津川 I.C.	国土交通省
	② (主)涌谷津山線 [(都)新田加々巻線]	登米市	下屋浦	宮城県

注: (主)…主要地方道、(都)…都市計画道路

② 下水道及び河川

1) 基本方針

下水道は、都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与し、生活環境の維持及び改善、河川・湖沼等の水質保全等、都市活動を支える上で重要な施設である。

本都市計画区域の下水道は、公共下水道により整備が進められており、平成 20 年度における下水道の整備率は 67.9% (事業認可面積 2,091.3ha) となっている。今後も衛生的で快適な生活環境の維持及び向上を図るために、公共下水道の整備計画に基づき、下水道の整備を促進する。

都市河川は、台風や豪雨などの水害から市街地を守り、安全な生活環境を確保する治水機能を有するとともに、その水辺、緑の環境は潤い、憩い、安らぎを生活に享受する施設である。

本都市計画区域を流れる主要な河川は、市域東部を南北方向に縦断する北上川及び旧北上川があり、多くの支流を集めて南に向かって流れている。北上川の沿川地域には、かつての舟運で繁栄し開かれた地域の中心地の分布がみられる。また、迫地域の市街地には、市街地内を南北方向に流れる迫川などがある。市街地内を流れる都市河川においては、都市災害等に対する治水機能の強化と河川が有する景観機能や親水空間としての役割の維持及びさらなる充実を進めることが求められている。

2) 主要な施設の配置の方針

迫地域の市街地及び各地域の中心地においては、各地域の公共下水道整備計画に基づき、汚水及び雨水排水施設を配置する。

各河川は、河川管理者及び流域町村との連携のもと、治水機能の維持のための整備改修を進める。また、快適で安全な親水空間を確保、創出するため地域住民との協働による適切な維持管理に努める。

3) 主要な施設の整備目標

本区域における下水道及び河川のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

表 おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種別	名称	市町名	地区名	事業主体
下水道	登米市広域公共下水道	登米市		登米市
	登米市特定環境保全公共下水道	登米市		登米市
河川	△1 一級河川北上川水系黄牛川	登米市	南沢合流地点 ～四反田橋	宮城県
	△2 一級河川北上川水系南沢川	登米市	中川橋 ～伊具川合流地点	宮城県
	△3 一級河川北上川水系長沼川	登米市	放流路区間	宮城県
	△4 北上川下流直轄河川改修事業	登米市		国土交通省

③ その他の施設

本区域におけるその他の施設のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の 3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業業務機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。

低未利用地が介在している市街地等においては、土地区画整理事業や開発行為などの面的整備事業や地区計画などによる土地利用の規制誘導を進め、計画的な宅地化を図る。

② 市街地整備の目標

本区域における市街地開発事業のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定の方針

① 基本方針

本都市計画区域は、南西部及び東部に丘陵地が連なり、北上川、旧北上川、迫川等の主要河川や長沼、ラムサール条約指定登録湿地の伊豆沼・内沼、蕪栗沼の水辺など、豊かな緑や水の自然環境を有しており、森林や農地等の自然的な土地利用が圏域の大半を占めている。迫川流域などに広がる中央部から西部一帯の平野部の田園地帯や農地、東部は森林等に覆われているとともに、地域固有の自然景観、田園風景を醸し出す田園都市を形成している。

また、長沼、伊豆沼、内沼の水辺や南三陸金華山国定公園を含む東部の森林地帯の自然景勝地など、豊かな自然環境、地域資源を活用した自然環境と人々がふれあう、憩いとやすらぎのある観光・レクリエーション地を形成している。

これらの自然環境、地域資源及び景観・風景は、地域の財産として将来に継承するため、今後とも維持、保全していくとともに、自然環境と共生する快適な都市環境の実現や観光、レクリエーションを通じた地域の産業振興を図るために環境負荷に配慮しながら有効に活用していく必要がある。

- 緑の骨格を形成する南三陸金華山国定公園を含む東部山間部の森林、平野部の田園地帯、北上川・旧北上川・迫川等の主要河川、伊豆沼・内沼・長沼の水辺などの豊かな自然環境や眺望景観は、地域の財産として将来に継承していく。
- 主要な河川を活かした公園・緑地、鹿ヶ城公園、梅ノ木公園、かがの公園、花の公園など、自然環境の保全と公園・緑地の計画的な整備、利用促進を図る。
- 豊かな自然環境や広大な農地を維持するとともに、田園地帯に分布する農村集落等は土地利用の適切な規制・誘導により、ゆとりある田園と共生する集落居住の環境を維持する。

② 主要な緑の配置の方針

1) 環境保全系統

迫川、北上川、旧北上川等の主要河川、津山地域南三陸金華山国定公園を含む東部の山間地、市街地周辺の丘陵地及び平地部に広がる田園地帯の農地を環境保全系統の緑に位置づけ、河川の水辺や緑地等の自然環境の維持保全を図る。

日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持及び整備を行う。
公共施設用地などにおける市街地内の緑化の充実を図る。

2) レクリエーション系統

鹿ヶ城公園などの都市公園をレクリエーション系統の緑に位置づけ、地域住民等の憩いの場となるレクリエーション機能の維持と充実を図る。

3) 防災系統

市街地内の都市公園を防災系統の緑に位置づけ、災害時の避難地となる機能強化を図る。

自然災害の防止または緩和に資する緑地として、急傾斜地崩壊危険区域内等に分

布する緑地の保全や河川流域における田園地帯の水田、農地を保全し、水害に対する遊水機能を確保する。

工業地周辺の環境の向上を図る緑地として、緩衝緑地を確保する。

4) 景観形成系統

市街地の背景となる緑地を構成する丘陵地の山林を景観形成系統の緑に位置づけ、その緑の眺望景観を維持する。

迫地城鹿ヶ城跡の周辺、登米地域寺池地区の「みやぎの明治村」などの歴史的景観を演出する市街地内の緑、各市街地内の都市景観を構成する街路樹など緑を保全する。

伊豆沼、内沼、燕栗沼、長沼、北上川などの郷土景観を構成している水辺・緑地を保全する。

5) 生態系の保全

ラムサール条約登録湿地である伊豆沼、内沼を生態系の保全の緑に位置づけ、渡り鳥の飛来地である生態系を維持するよう貴重な自然環境の保全を図る。

③ 主要な緑地の確保目標

本区域における緑地、公共空地等のうち、優先的におおむね 10 年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。

